

成立した「働き方改革関連法」 ポイントと求められる実務対応

平成30年6月29日「働き方改革を推進するための法律」が成立しました。企業で取り組む課題も多く人事労務管理に与える影響は多大です。

主な改正点と実務対応にポイントを絞ったセミナーを企画しました。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

セミナーのポイント

- 1 働き方改革関連法の全体像と施行スケジュール
- 2 労働時間の上限規制など過重労働対策対応
- 3 中小企業の割増賃金率の見直し
- 4 年間5日以上の年次有給休暇の取得義務化
- 5 同一労働同一賃金について
- 6 今後起こりうる事例と対策



開催日：8/29（水） 14:00～16:00

なお、研修時間内 15:30 から 16:00 まで

群馬県地域ジョブ・カードセンター ジョブ・カード作成アドバイザー 湯浅様より
人材開発助成金についてお話しを頂きます。

開催場所：(財)群馬県勤労福祉センター

所在地：群馬県前橋市野中町361-2

電話番号：027-263-4111

講師：みくに労務管理事務所 飯島明美

参加費： 無 料

お申し込みは8月20日まで FAX：027-224-4393
TEL：027-243-5600

会 社 名 _____

参加者お名前 _____